

## 大阪市規則第38号

### 大阪市準公営企業財務規則の一部を改正する規則

大阪市準公営企業財務規則（昭和39年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前			
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）			
<table border="1"><tr><td>企業出納員 局等</td><td>金銭出納員及び物 品出納員</td></tr></table>	企業出納員 局等	金銭出納員及び物 品出納員	<table border="1"><tr><td>企業出納員 局等</td><td>金銭出納員及び物 品出納員</td></tr></table>	企業出納員 局等	金銭出納員及び物 品出納員
企業出納員 局等	金銭出納員及び物 品出納員				
企業出納員 局等	金銭出納員及び物 品出納員				
[略]	[同左]				
大阪港湾局	<u>大阪港湾局総務部</u> <u>経理課長</u>				
	大阪港湾局 <u>大阪港湾局総務部</u> <u>経営改革課長</u>				
備考 表中の[ ]の記載は注記である。					

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。